

「都筑 motto いきいき元気プロジェクト」選考要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、「都筑 motto いきいき元気プロジェクト」支援事業(以下、当事業という。)の選考方法について定めるものである。

(選考方法)

第2条 選考は、「適合性の確認」及び「総合審査」により行うものとする。

(適合性の確認)

第3条 適合性の確認は、別途定める当事業の事務局において、応募書類により、応募団体、応募団体が行う活動及び経費などについて、その適合性の確認を行うものである。

2 適合性の確認にあたっては、必要に応じて、電話等その他の手段により、応募者へ直接ヒアリングを行うとともに、横浜市、区役所及び社会福祉協議会等の団体から参考意見を聞くことができるものとする。

3 適合性の確認結果については、事務局から委員会へ報告するものとする。

(総合審査)

第4条 総合審査は、別途定める「都筑 motto いきいき元気プロジェクト」選考委員会(以下、委員会という。)において行う、応募書類及びプレゼンテーションを総合した審査とする。

2 プレゼンテーションは、応募書類で説明しきれない部分を応募者が直接委員会に説明し、委員会から応募者へ質疑するとともに、応募者が活動に対する熱意を示す場とするものである。

3 委員会において、別表の選考基準に基づき総合審査を実施し、応募件数、希望支援額及び支援予定総額等を勘案し、討議によって支援する団体、団体が行う活動及び支援額を決定する。

(公開等)

第5条 選考の実施に関して公開する事項等は、次のとおりとする。

- (1) 「都筑 motto いきいき元気プロジェクト」選考委員会設置要綱
- (2) 「都筑 motto いきいき元気プロジェクト」支援要綱
- (3) 「都筑 motto いきいき元気プロジェクト」選考要領
- (4) 支援対象となった活動の「グループ名」、「活動の名称」及び「活動の概要」

2 選考の結果対象外となった活動については、応募書類の全項目について非公開とする。

3 プレゼンテーション審査及び活動報告会は、公開の場で行うものとする。

附 則 この要領は、平成22年9月10日から施行する。

附 則 この要領は、平成25年3月5日から施行する。

附 則 この要領は、平成26年3月17日から施行する。

附 則 この要領は、平成27年3月13日から施行する。

附 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和2年6月16日から施行する。

【選考基準】

項 目	説 明
地域の活性化・ 地域の魅力向上	地域の活性化、地域の魅力向上に繋がる活動等
新たなチャレンジ・ 新規活動	新たな活動へのチャレンジ、他団体との新たな交流や連携等
自立に向けた取組み	本支援制度の支援からの自立に向けた取組、継続・発展の工夫や取組等
具 体 性 ・ 実 現 性	活動計画の具体性、実現性、目標の妥当性等
費 用 対 効 果 等	当事業に係る予算の妥当性、有効性等